

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
103	子育て世帯生活支援特別給付金及び令和三年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、子育て世帯生活支援特別給付金及び令和三年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年6月1日

# 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	・子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務 ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務
事務の概要	<p>【子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務】</p> <p>・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。(令和3年度)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子発0524第2号厚労省通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。(令和4年度)</p> <p>・食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和5年4月10日付こ支家第14号子ども家庭庁通知別紙)」に基づき、支給事務を行う(令和5年度)</p> <p>【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務】</p> <p>新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年11月26日付府政経連第399号内閣府通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。</p>
システムの名称	福祉総合システム(児童福祉) 福祉総合システム(特別児童扶養手当) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
・子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の101の項 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の121の項  【情報提供の根拠】 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	こども部子育て支援室
所属長の役職名	子育て支援室長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室 0564-23-6628

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月1日	評価書名	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務	子育て世帯生活支援特別給付金及び令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務	事後	
令和4年2月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	岡崎市は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岡崎市は、子育て世帯生活支援特別給付金及び令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年2月1日	関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務	・子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務 ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務	事後	
令和4年2月1日	関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>内容としては、主として以下の事務である。</p> <p>令和3年4月分の児童手当(児童手当法による児童手当(同法附則第2条第1号に規定する特別給付を含む。)をいう。以下同じ。)又は特別児童扶養手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。)の受給者のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者に対し、給付金を支給する。</p> <p>令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者に対し、給付金を支給する。</p>	<p>[子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務]</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。</p> <p>[令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務]</p> <p>新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年11月26日付府政経連第399号内閣府通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。</p>	事後	
		<p>上記以外の者のなかで、平成15年4月2日から令和4年2月28日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有する者のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者又は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(当該者の1年間の収入見込額(令和3年1月から令和4年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。)の申請を受理し、資格の審査及び支給を行う。</p> <p>令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者に対し、給付金を支給する。</p>			
	関連情報 2.特定個人情報ファイル名	子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	・子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月1日	関連情報 3.個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の100の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第73条</li> <li>住民基本台帳法第30条の10、第30条の12 別表第2の1の8の項、別表第4の1の8の項</li> <li>住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第2条第8項、第4条第8項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務]</li> <li>[令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務]</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)番号利用法第9条第1項 別表第1の100の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第73条</li> </ul>	事後	
令和4年2月1日	関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第8号 別表第2の121の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務]</li> <li>[令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務]</li> <li>(情報照会)</li> <li>番号利用法第19条第8号 別表第2の121の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4</li> </ul> <p>(情報提供) なし</p>	事後	
令和4年2月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点での計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点での計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>[子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務]</li> <li>[令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務]</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)番号利用法第9条第1項 別表第1の100の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第73条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)番号利用法第9条第1項 別表第1の100の項</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条</li> </ul>	事後	
令和4年4月1日	4 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>[子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務]</li> <li>[令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務]</li> <li>(情報照会)</li> <li>番号利用法第19条第8号 別表第2の121の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4</li> </ul> <p>(情報提供) なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(情報照会の根拠)</li> <li>番号利用法第19条第8号 別表第2の121の項</li> <li>(情報提供の根拠)</li> <li>情報提供なし</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(提供) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か。[十分である]	[○]接続しない(提供) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か。[ ]	事後	
令和4年6月1日	関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	【子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。 【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務】 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年11月26日付府政経連第399号内閣府通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。	【子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。(令和3年度) 【新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子発0524第2号厚労省通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。(令和4年度) 【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務】 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年11月26日付府政経連第399号内閣府通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。	事後	
令和4年6月1日	3法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)番号利用法第9条第1項 別表第1の100の項 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の100の項 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	事前	
令和5年4月1日	しきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	しきい値判断項目2、取扱者数いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	3法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の100の項 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の101の項 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	事後	
令和5年6月1日	関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	【子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。(令和3年度) 【新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子発0524第2号厚労省通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。(令和4年度) (略)	【子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。(令和3年度) 【新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子発0524第2号厚労省通知別紙)」に基づき、支給事務を行う。(令和4年度) 【食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和5年4月10日付付支家第14号子ども家庭庁通知別紙)」に基づき、支給事務を行う(令和5年度) (略)	事前	